

令和6年度東御市児童館運営委員会次第

開催日時 令和7年1月15日（水）午後7時～
開催場所 東御市中央公民館 学習室5

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議事項
 - (1) 令和6年度各児童館の運営状況について
 - (2) 令和7年度児童館の事業計画について
- 4 報告事項
 - (1) 滋野児童館の移転新築事業について
 - (2) 児童館の目的外利用状況について
- 5 その他
- 6 閉 会

令和6年度 児童館運営委員会名簿

任期2年間（令和6年2月18日～令和8年2月17日）

■委員

氏名	選出区分	備考
小林 利佳	東御市教育委員会	会長
後藤 富美男	東御市子ども会育成連絡協議会 (しげの里づくりの会青少年育成部会長)	副会長
宮下 聡	東御市校長会（和小学校長）	
田丸 幸子	民生児童委員協議会	
上原 泉	ボランティア団体 (おはなしはらっぱ代表)	
市川 春菜	田中児童館利用児童保護者代表	
高藤 愛	滋野児童館利用児童保護者代表	
滝澤 恵実	祢津児童館利用児童保護者代表	
武舎 由美子	和児童館利用児童保護者代表	
尾山 弓子	北御牧児童館利用児童保護者代表	

■事務局

教育次長	深井 芳信	田中児童館長	大塚 洋子
教育課長	土屋 岳史	滋野児童館長	土屋 昭江
学校施設係長	小宮山 真二	祢津児童館長	遠山 かえで
学校施設係主任	手塚 小百合	和児童館長	武舎 美長
		北御牧児童館長	今井 市代
		和児童館厚生員	相澤 登貴子

3 会議事項

(1) 令和6年度各児童館の運営状況について

1 田中児童館

(1) 登録児童数及び利用状況

令和6年12月末時点

学年	1年	2年	3年	合計
登録児童数 (R6)	57	37	31	125
(R5)	40	34	48	122

学校登校日 利用平均	長期休暇中 利用平均	土曜日 利用平均
57	25	0.1
54	27	0.3

(2) 年間行事

実施日	行事	活動内容	参加者数
4/12	ようこそ1年生	在校生がティッシュペーパーの箱で作ったミニバッグを1年生にプレゼント。	43
4/16	おりがみ(1年生)	季節の壁面飾りとして「こいのぼり」を制作。	32
5/29	避難訓練	児童館の給湯室からの火災を想定した訓練。	49
6/11	おりがみ(1年生)	季節の壁面飾りとして「あじさい」を制作。	33
7/9	おりがみ(1年生)	季節の壁面飾りとして「くじら」を制作。	33
7/30	夏休み製作	風鈴に自分の好きな絵を描いて仕上げる。	29
8/2	夏休み製作と実験教室	学校施設係による「ストロー紙飛行機」の製作と「空気砲」などの実験。	23
9/26	避難訓練	地震を想定した訓練。大雨の時の避難の仕方の話もする。	53
10/1	ハロウィンの壁面製作(1年生)	トイレットペーパーの芯を使って「くろねこ」を制作。	27
10/8～16	ハロウィンバッグ製作	牛乳パックを使ってお菓子を入れるバッグを製作。	合計 67
11/12	おりがみ(1年生)	壁面飾りとして「サンタクロースとトナカイ」を制作。	32
11/19～ 11/26	クリスマス製作	トイレットペーパーの芯を使ってサンタクロースとトナカイを製作。	合計 63

1/14～3月	プレゼント制作	3年生へ感謝のプレゼント、新1年生へのプレゼントを製作。	1・2年生 予定
2月	おりがみ（1年生）	季節の壁面飾りとして「おひなさま」を製作。	予定
2月	ポスター作り（3年生）	各部屋に貼る「きまり」や「避難のしかた」のポスターを3年生に新しく書きなおしてもらおう。	予定

※教育委員会主催の「元気塾」が開催されました。放課後に田中小学校で行われ、児童館利用児童も希望者が参加しました。6/19、7/17、9/4、10/9、12/18

(3) 令和6年度のまとめと反省

ア 利用状況について

- ・平日は50～60人の利用でした。
- ・学年別内訳は、1年生50%、2年生30%、3年生20%
- ・夏休みの利用者は、延べ420人(15日間・1日平均28人)、長期休みは高学年の希望者も受け入れていますが、今年度は8人登録しました。夏休みに延べ32人(15日間・1日平均2人)利用がありました。
- ・土曜日の利用は、ほとんどありません。
- ・保護者の希望で高学年の兄姉の迎えで歩いて帰る人は、1年生4人、2年生6人、3年生1人です。下校時刻が違う兄弟が、一緒に帰るための待ち合わせ場所となっています。

イ 児童館の活動について

- ・例年、1年生は、他の学年より下校の早い火曜日に集まり、施設の使い方や遊びのきまりを確認しています。この1年生の集まりを行うことで話を聞く態勢ができ、きまりを皆で守ろうとする姿が見られるようになりました。また、玄関ホールを飾る、季節の壁面飾りも火曜日に製作してきました。1年生らしく季節をにぎやかに彩ってもらいました。
- ・体育室の遊びは15分ごとの交替制です。子どもたちのやりたいことを聞き、遊びの順番を決めて活動します。ドッチボールとドッチビー、鬼ごっこが人気です。2学期からは「だるまさんがころんだ」やなわとびも楽しんでいます。交替の時には、「後、何分で終わりだよ。」「次は〇〇をするよ。」など、職員が時間の予告(タイムスケジュール)をしています。これにより、子どもたちも気持ちの切り替えをしたり、過ごし方を自分で考えたりできるようになっています。
- ・外遊びでは砂遊びが人気です。他にも鬼ごっこ、「だるまさんがころんだ」などの遊びで楽しんでいます。
- ・牛乳パックやお菓子の箱などを職員や保護者の協力により集め、工作をしたい子どもたちが自由に使っています。工作の本を見て作ったり、自分のアイデアで作ったりと子どもたちの「わくわくの時間」となっています。
- ・異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶことにより、1年生も遊びのルールや片付けの仕

方を覚え、上級生と一緒に楽しむことができるようになってきました。

ウ 家庭や学校との連携について

- ・児童館だよりを1～3年生に配布していただくよう、教頭先生にお願いしています。学校からは、学年だよりをいただき、行事や下校時刻を確認しています。
- ・他の子に迷惑をかけたり、いじわるをしたりといった行動があった場合、職員から子どもに話をし、状況によってはお家の方にもお伝えをして、お家でもお話していただいています。また、気になる事柄については、早めに小学校の様子も伺いながら教頭先生や担任の先生に相談しています。今後も保護者・学校との連携を大切に、子どもたちが安心できる居場所となるようにしていきたいと思ひます。

2 滋野児童館

(1) 登録児童数及び利用状況

令和6年12月末時点

学年	1年	2年	3年	合計	学校登校日 利用平均	長期休暇中 利用平均	土曜日 利用平均
登録児童数(R6)	28	10	15	53	33	28	0.2
(R5)	11	22	29	62	25	20	0.4

(2) 児童館行事

実施日	行事	活動内容	参加者数
4/5	児童館のきまり	2年生以上対象、児童館ルール・体育館の遊びの内容・時間割を話し合う	18
4/10	児童館のきまり	1年生初来館にあわせて、児童館のルール説明をする	21
5/15	避難訓練	火災の避難訓練。避難経路・避難場所の確認	51
5/17	ようこそ1年生	自己紹介、簡単なゲームで楽しんだ	57
7/30	工作教室	太陽系、雷についての話を聞き、紙飛行機制作と紙コップを使用しての制作	36
9/25	避難訓練	土砂災害を想定。避難経路、避難場所について話をした	42
10/15～30	ハロウィン工作	トイレットペーパーの芯を使用しての制作や折り紙でかぼちゃのリースを制作	延べ 129
12月2～	クリスマス制作	スタンドグラスの制作	延べ 88
1月	お楽しみ会	お正月ならではの遊びで楽しむ予定	
3月	おたのしみ会	簡単なゲームで楽しむ予定	

(3) 令和6年度のまとめ・反省

ア 利用状況について

- ・ 平日の平均利用 33 名
- ・ 7/26 (金) ~8/22 (木) 夏休み
8時30分開館利用児童 延べ227名 (1日平均15名)
夏休み中の平日利用児童 延べ434名 (1日平均29名)
- ・ 高学年については、平日平均6名来館 (低学年の兄弟が多い)
- ・ 5/20 (金) 引渡し訓練のため1年生来館なし。
- ・ 5/29 (水)・7/24 (水)・10/30 (水)・1/22 (水、予定) げんき塾
- ・ 土曜日の利用はほとんどありませんでした。

イ 児童館の活動について

- ・ 児童館での遊びの内容、時間割、館内でのきまりを、4月当初来館した子ども達に意見を出してもらい協議の上決めました。(長期休業中は予約制)
- ・ 4時半までの体育館の利用は15分ごとに時間割で決まっています。4時半以降は、子ども達が率先して何をしたいか全員に意見を聞いて、縄跳び、おにごっこ、紙飛行機、バドミントンなどで遊んでいます。
- ・ 児童館のルールについて入学したばかりの1年生にも理解しやすいように、良い行動・望ましい行動に ○、してはいけない行動については × を記した張り紙を遊戯室と各部屋に掲示しています。
- ・ 今年度の1年生は、人数が多く中でも数名の男子は2年生以上と対等にドッジボールをすることができるので、例年以上にドッジボールの時間は盛り上がっています。時には2・3年生女子も加わりその時々に応じた児童館ならではのルールに従って楽しんでいます。
- ・ 1年生は、けんかすることもなく、同学年の児童10名以上で、砂場遊び、外遊び、おにごっこ等々誰とでもまとまって楽しく遊んでいます。
- ・ 学年を超えて一緒に遊んでいるので、上級生には下級生の見本・お手本となる行動が取れるように声をかけています。
- ・ 年間を通じて、折り紙が大人気で折り紙の本を見て自分が折れるところまで折り、難しい箇所は職員に聞いて折っています。
季節ごとに折り紙の作品を職員が折って玄関等に飾っておくと、「同じ作品を折りたい」との声が多数聞かれ折り紙教室になります。
- ・ 外遊びについては、原則4時までですが、天気や子ども達の遊びの集中具合や発展具合を考慮して15~20分延長しています。虫が出てくる時期になると何匹ものトカゲ・カエルなどを捕まえて見せてくれます。
夏の間子ども達は桜の木の木陰で砂遊びや、泥だんごを作って遊んでいました。
- ・ 今年度長期休みは8時30分開館となり、多数の利用がありました。

ウ 家庭や学校との連携について

- ・児童館での児童の様子、来館した児童から知り得た下校時のトラブルや危険な行動などについては、当事者から聞き取り、各学級担任、保護者に報告をしています。
特に望ましい言動でお友達に接しているところを見聞きした場合は、必ず保護者に報告をしています。
- ・トラブルが発生した場合、関係している児童全員から原因・状況を聞き、その日のうちに関係した全員が納得いく解決ができるようにしています。

3 祢津児童館

(1) 登録児童数及び利用状況

※令和6年12月末時点

学年	1年	2年	3年	合計	学校登校日 利用平均	長期休暇中 利用平均	土曜日 利用平均
登録児童 数(R6)	24	20	17	61	31	19	0
(R5)	22	19	29	70	40	14	0.4

(2) 児童館行事

実施日	行事名	内容	参加 者数
4月	新年度集会	1年生を対象に児童館のきまりを説明	19名
7/1.2.4	ドッジボール大会	学年別で行った	42名
7/16	避難訓練	出火を想定し、避難訓練を行った	32名
8/19	夏休み工作	夏休み中の利用児童を対象にストロークライダーを作成した。空気砲と大気圧の実験を行った	18名
10/18	避難訓練	洪水・土砂災害を想定して、訓練を行った	45名
10/21~29	ハロウィン工作	紙コップとおはながみを利用し、飾れるかぼちゃやおバケを作成した。製作期間を長くして、1日を少人数で行う。 廊下にハロウィンにちなんだ折り紙の折り方を掲示	22名
11/25.26.28	ドッチボール大会	学年別で行った	42名
12/1~25	クリスマス折り紙	サンタクロース・クリスマスツリー・ベル・冬の折り方を廊下に掲示	40名
3月	3年生とおたのしみ会	レクリエーションをたのしもう！	

(3) 令和6年度のまとめ・反省

ア 利用状況について

- ・平日の平均利用は31名。(内訳：1年生13名、2年生10名、3年生8名)
- ・3年生は、6時間授業のため(火・木)の利用が少なくなる傾向があります。今年度は火曜日と木曜日の1年生の利用が多く、全体の利用数が月と金曜日を上回ります。
- ・夏休みの利用者は延べ299名(平均利用者21名)
- ・土曜日の平均利用は0名。

イ 児童館の活動について

- ・体育館の利用は20分の予約制です。ドッチボール、フリスビー、一輪車、フラフープが人気です。1年～3年まで異年齢で楽しくドッチボールの試合をしています。
夏の暑い期間中は、体育館利用も一種目20分間にし、続けて次の遊びで体育館と外遊びをやらないように指導した(必ず20分間の休憩をいれること)
- ・体育館の積み木が男女問わず人気で、ごっこ遊びやお家やお店を作って楽しんでいます。
- ・外遊びは4時までの利用です。遊具と砂場遊びが人気ですが、虫が出てくる時期になると昆虫・トカゲ・カエル採集も人気です。
女の子の間では竹馬(鉄馬)に乗ることが人気で、コツコツと練習しています。
外で元気におにごっこをしたり、なわとびをしたり、庭の隅に秘密基地のような空間を作り楽しんでいます。
夏休み中の外遊びと体育館は、暑すぎてほとんどできませんでした。
- ・夏の暑い期間中の外と体育館は熱中症指数モニターで利用可否を判断しました。
- ・バスを利用して帰宅する児童もいますので、乗り遅れないように声をかけます。
- ・工作やおりがみが大好きです。自分が納得いくまで作り上げることができるので「達成感」が味わえます。
季節のおりがみや工作を行事として取り入れるようにしています。
- ・宿題をやる児童、やらない児童、様々です。タブレットでの宿題についてはW I f iが繋がっていないのと、万が一破損したらという危険性の観点から、おうちでやるように言っています。

ウ 家庭と学校との連携について

- ・友達とのトラブルは原因を突きとめるため双方または周りの話を聞きとり調査をして、解決に至ります。
ケガはもちろん心情的な問題になったときは、おうちの方に話をして、家庭でも話をしてもらおうようお願いしています。

- ・学年だよりと月暦を学校側からもらい、バスの時間、下校時間を確認しています。また、毎月発行している児童館だよりを配布していただくようお願いしています。
- ・児童館までの下校時のトラブルやケガがあった時は担任の先生または教頭先生に報告をし、学校側でも指導をしていただいています。

4 和児童館

(1) 登録児童数及び利用状況

※令和6年12月末時点

学年	1年	2年	3年	小計	4年	5年	6年	小計	合計
登録児童数(R6)	29	29	28	86	17	19	8	44	130
(R5)	28	28	20	76	17	12	4	33	109

学校登校日 利用平均	長期休暇中 利用平均	土曜日 利用平均
54	28	0.4
40	24	0.4

(2) 児童館行事

実施日	行事	内容	参加者数
4/4	新年度集会	児童館の決まりの説明と確認	40
4/26	1.2年学校担任との連絡会議	顔合わせと子どもたちの様子の共有	
4/30	3.4年学校担任との連絡会議	顔合わせと子どもたちの様子の共有	
5/13	5.6年学校担任との連絡会議	顔合わせと子どもたちの様子の共有	
6/12	1年生を迎える会	3年生5年生の一輪車の技の発表　じゃんけん列車（全員） 上級生から1年生への折り紙の小箱プレゼント	60
7/30	しゃぼん玉遊び	大きいしゃぼん玉を作れる道具を使って学年関係なく交流	42
8/2	アートバルーン作り	元和児童館長の指導によるバルーンの花や犬や剣の製作	35
8/9	飛行機作り	学校施設係による工作と科学実験、宇宙のお話	32
10/15～ 10/31	ハロウィン工作、壁面飾り	トイレットペーパーの芯を使い黒猫製作と折り紙でかぼちゃやおばけ、黒猫などを作り壁面を飾った	45
10/30	避難訓練	給湯室からの出火を想定した訓練	51
11/18～ 12/25	クリスマスツリーの壁面飾り	壁に画用紙で作ったツリーを貼りそこへ折り紙で作ったトナカイ、サンタクロース、靴下、プレゼントなどで飾った	

12/25～1/8	ぼんぼん作り	毛糸を持参してもらい製作予定	
1/6～1/8	お正月の遊びを楽しむ	カルタやこま回し、けん玉、はねつきなどを予定	
2月	避難訓練	地震を想定しての避難訓練の予定	
3月	お楽しみ会	未定	

(3) 令和6年度のまとめ・反省

ア 利用状況について

- ・和児童館はクラブと一体化して場所が広いいため6年生まで受け入れをしています。登録人数は130名です。1日平均54名の利用です。1日平均利用人数は、昨年より14名増えました。
- ・夏休みの利用は延べ462名で平均33名でした。
- ・土曜日の利用は月に1～2名でした。クラブの子が毎週1～2名利用しています。

イ 児童館での活動について

- ・児童館とクラブが一緒になり3年目を迎えました。利用するお友達も増えにぎやかな児童館になってきました。何をして遊ぶか、宿題はいつやるか自分で決められる子が増えて自主性が育っている事を感じます。
- ・遊びでは1輪車・鬼ごっこ・砂遊び・鉄馬・ドッジボールが人気です。特に1輪車は何度も転び練習し乗れるようになると、乗れない子にコツを教えてあげるなど良い循環が生まれていました。
- ・マンカラカラハ、ナインテイルゲーム、ウノ、トランプなどを学年関係なく楽しむ姿が多く見られました。
- ・遊び方、片づけ方、友達関係など良かった事、困ったことなどあった時はその都度皆を集め、どうしたら良いか確認し話をしています。和小学校の子どもたちは本当に良く話を聞いてくれます。学校での先生方の指導に日々感謝しています。

ウ 学校との連携について

- ・児童館だよりを毎月作成し、学校配布の形で1～3年及び必要児童に渡しています。学校からは学年だより等をいただき、各種行事や下校時間等を確認しています。
- ・校長先生の提案により各学年の先生方と意見交換をし、学校への相談もしやすい状況になりました。

エ その他

- ・子どもたちが楽しく安心して過ごせる場所となるよう職員一同協力していきたいと思えます。

5 北御牧児童館

(1) 登録児童数及び利用状況

令和6年12月末時点

学年	1年	2年	3年	小計	4年	5年	6年	小計	合計
登録児童数(R6)	17	17	31	65	27	29	40	96	161
(R5)	18	30	29	77	29	38	34	101	178

学校登校日 利用平均	長期休暇中 利用平均	土曜日 利用平均
93	33	2.2
93	17	4.2

(2) 児童館行事

実施日	行事	内容	参加者数
4/10	新年度集会	児童館のきまりや過ごし方についての説明・確認。 (1年生のみ参加・・・給食開始日)	26
5/14	1年生歓迎会	「プレゼントゲットゲーム」で1年生を歓迎する。 (1年生のみ参加)	23
6/12	避難訓練	地震による火災を想定し、通報、避難、消火訓練。 (全児童参加)	146
7/24～	掃除	夏休み中の館内掃除(グループ編成)	
8/7	夏休み制作	「ストロー飛行機」制作、空気砲、アルミ缶つぶし実験	48
9/18	避難訓練(災害)	土砂災害を想定した訓練。(靴を履き、庭に避難)	109
11/6	避難訓練(火災)	地震による火災を想定した訓練	123
1～2月	制作活動	6年生へのプレゼント制作。	予定
2/28	6年生ありがとう	「ありがとう」の感謝を込めた楽しみを届けます。	予定
3～4月	制作活動	新1年生へのプレゼント制作。	予定

(館・クラブ含めた数)

※例年行っていた放課後子ども教室は、多くの感染症防止や教室開催状況の確認がとれないため、今年度は行っていません。

市の主催で「元気塾」が開催されました。放課後を利用し北御牧小学校で行われ7/3は希望児童23名が参加しました。10/2は20名、11/13は16名の参加がありました。4回目は1/29に行われる予定です。

例年行っている「夏休みワクワク制作」は、気象予報士の方の「宇宙・星座の話」と、学校施設系の指導で「ストロー飛行機」制作と空気砲・アルミ缶つぶしの実験を楽しみました。

夏休み中には書道の師範の方に「書き方教室」で、各学年の文字の書き方を教えていただきました。

(3) 令和6年度のまとめ・反省

ア 利用状況について

- ・今年度は、161名の児童館登録数と37名のクラブ登録数があり、小学校児童数202名のうちほとんどの児童の登録がありました。保護者の就労、待ち合わせ、バス待ち等で利用児童も多く、クラブ児童を含めると毎日130人を超える児童の利用がありました。

2017年7月に開所した児童クラブも今年で7年目となり、利用児童達は共有施設の中で館、クラブの違いを理解し、遊びや学習等を仲良く一緒に行っています。

- ・児童館が併設されている「みまき未来館」は、平成14年度に「北御牧村保健センター・児童館」として建設されました。築21年を超える年月を過ぎ、施設内は老朽化に伴い修繕が必要箇所は、児童の安全安心の優先順位で対応をしています。今年度は、1階の蛍光灯をLED電球に交換する予定が組み込まれています。

- ・水曜日の一斉下校日と、小学校の行事(参観日・懇談会)等で下校が早い日は利用数が多いです。

イ 児童館の活動について

- ・例年、地域のボランティアの皆さんの好意で行われていました放課後こども教室(手話、将棋、昔あそび、おもちゃ作り)は、平日利用児童数が多く空き教室や職員数の確保が難しいため、今のところ長期休みに限定して行っています。体験できる児童が、夏休み利用児童に限定されてしまうのが懸念されるので、興味のある多くの児童に体験してもらうための良き方法を検討しています。

- ・昨年路線バス運行が見直され、一斉に140名を越える児童が来館する日も増えました。特に一斉下校の水曜日や早下校の日は150名を越えることもあります。放課後の開放感もあり、子ども達は時に自分の思いをぶつけトラブルになることも多々あります。できるだけ両方の思いを伝え合い解決に導いていくのですが、心底納得できずに家庭や学校に引きずることも多くあります。保護者や学校にも伝え、共有し合って個々の思いを大切に受け止め対応しています。児童館は多年齢が群れて遊ぶ中で、社会性を学べる大切な場であると感じます。

ウ 学校との連携について

- ・小学校から「学校・学年だより」を届けていただいているので、下校時刻や行事、児童の様子などを知ることができました。また、各学年の先生方が見回りに来てくださり、情報の共有や連携をとることができました。

- ・児童のトラブル等での児童・保護者対応は、学校の先生方のアドバイスを頂きながら接することで、解決の方向に導いてくださりとても助かっています。

エ その他

- ・児童館・児童クラブが一体となり同施設内で過ごしている中で、以前から保護者要望の多かった長期休み中の開館時間について、今年度の夏休みには試みとして就労等で必要な方に8時30分からの受け入れ枠を作りました。8時30分から利用する児童も多く、保護者の方々より感謝の声を多くいただいています。
- ・昨年度の路線バス改正に伴い、バス利用児も増えました。1，2年生の低学年児童の利用も多く危険性もあります。バス停での待ち方や、バス停に行く通路・車道横断等で保護者や地域の方より苦情も多くあります。児童に注意し、バス時間放送の際にも声掛けをしています。おたより等で保護者に知らせ、学校とも連携して事故回避方法を今後の課題として検討しています。
- ・1年生から6年生までの多年齢が触れ合える場所である児童館、地域の子ども達にとっての安全地帯となる児童館を目指し、地域の方のご理解・ご協力を得ながら、職員が連携して児童が楽しめる居場所を築いていきたいと思えます。

6 児童館の長期休みの開館について

(1) 長期休みの平日の開館時間について

令和6年度夏休み児童館利用児童数

ア 平均利用者数（1日あたり）

田中	滋野	祢津	和	北御牧	全体
28	27	22	37	35	149

イ 午前8時30分から午前9時の平均利用者数（1日あたり）

田中	滋野	祢津	和	北御牧	全体
12	15	12	15	17	71

約半数の利用者が午前8時30分から午前9時の間に児童館を利用しているため、当面の間、長期休みの平日について午前8時30分開館とします。なお、原則午前9時からの利用とし、午前8時30分からは就労等やむを得ない事情がある方が利用することとします。

- ・児童館という施設があることに、心から感謝している。市内の中で、6年生まで使用できる所とできないところがある。長期休みは利用できるが、平日は使用できないので、どの学区も同じように6年生まで使用できるようにしていただきたい。施設の大きさ、児童数、先生の人数確保等、さまざまな課題があるかと思うが、お願いいたします。

【滋野児童館】

- ・長期休暇中の8時30分開館は、勤務開始時刻に遅れることなく出勤でき、また、子どもたちも楽しく児童館に行ってくれるので安心して仕事ができる。
- ・子どもが折り紙や制作を楽しんでやっているのがうれしい。特に折り紙は難しい作品にも挑戦し、完成させて持ち帰ってくるので宝物にしています。

【柵津児童館】

- ・長期休みの開館時間を7時30分～8時にしてほしい。9時からだと仕事に間に合わない。また、平日の児童館の利用が1～3年生だが、4～6年生でも利用できるようにしてほしい。
- ・短い間でしたが、息子は1日も悲しいこと辛いこともなく、楽しく利用することができた。職員が常に玄関前にいるので、不審者が入ることもなく安全だと思う。
- ・保護者に引き渡したあと、子どもが駐車場で走り、保護者は井戸端会議に夢中という姿が見られた。スピードが出ている車もあるので、入口に貼り紙またはおたよりに記載があるといいかと思う。職員の皆様、安心安全に見てください本当にありがとうございました。

【和児童館】

意見なし

【北御牧児童館】

- ・児童館の駐車場入り口左側の木が茂っていて邪魔です。子どもたちがその下に隠れ、遊んでいることもある。下枝を払ってすっきりさせてほしい。(他にも同様の意見が4件ありました)
- ・夏休み中の開館時間8時30分からはとても助かりました。今後も長期休暇の時はこのようにしてもらいたい。
- ・子どもたちが歩くスペースが分かりにくく、道路にはみ出して歩いている子もいる。羽毛山方面からやまぶき街道を下って児童館側に左折する際、子どもたちが見えにくい。送迎の車の出入りが多く、どこから子どもが飛び出してくるか分からず怖い。
- ・家で子どもをみられない家庭にとって、とても大切な場所になっている。スタッフの先生方もいつも優しく、子どもたちものびのびと過ごしているように見える。大切な場所を今後も継続していただきたい。
- ・子どもたちが遊びやすいようにバスケットゴール下周辺をコンクリートにし、砂場を確保するなど庭の整備をしてほしい。

- ・日頃は大変お世話になっております。庭で遊ぶ子どもたちを見ていて、バスケットゾーンと縄跳びゾーンが一緒のため、危険を感じる。
- ・子どもたちはほとんど毎日児童館にお世話になっている。いい場所があってありがたいが、中の様子が分からない。見学できる日があるとありがたい。
- ・水道が水しか出ないと言っていたので、お湯も出るようにしてほしい。
- ・一人一人ていねいに見ていただいて感謝している。水曜日は利用者が多く、宿題をしたくても座れるところがないと言っている。
- ・放課後、いつも子どもたちのことを見守ってくださり、ありがとうございます。他の児童館は、人数の関係で低学年のみの利用というところがある中、北御牧は6年生まで利用させていただけるのはとてもありがたい。
- ・長期休みの開館が8時30分から利用できたので、朝の送りの調整をしなくて済んだので、とても助かります。児童館で対応が可能であれば、長期休みの時間が常時になればありがたいです。
- ・図書室で走り回る人たちがいるのでやめてほしい。図書室では椅子に座って本を読んでもほしい。床でゴロゴロしている人がいる。

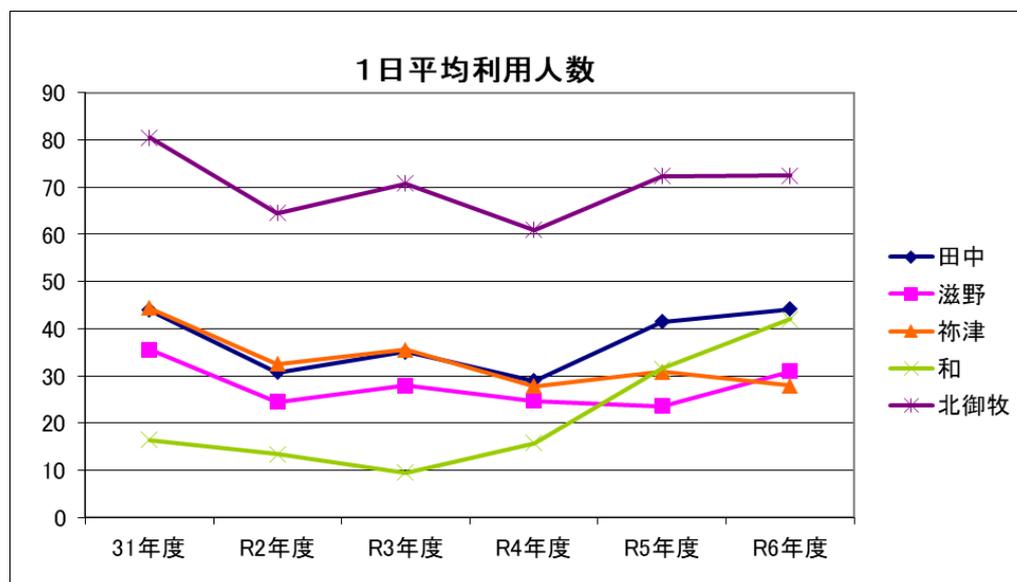
【参考】児童館の利用状況の推移

(単位 人)

年度	児童館名	開館 日数	小学校 児童数 (※1)	登録 児童	登録割合 (%)	小学生	中学生	乳幼児 保護者	高校生	合 計	1日平均	小学生 1日平均
31年度	田中	286	239	131	54.8	12,572	0	0	0	12,572	44.0	44.0
	滋野	286	125	78	62.4	10,165	11	0	1	10,177	35.6	35.5
	柵津	284	149	99	66.4	12,607	0	0	0	12,607	44.4	44.4
	和	287	352	80	22.7	4,713	0	0	0	4,713	16.4	16.4
	北御牧	286	214	175	81.8	23,027	28	0	0	23,055	80.6	80.5
R2年度	田中	286	220	122	55.5	8,794	0	0	0	8,794	30.7	30.7
	滋野	288	128	66	51.6	7,055	5	0	0	7,060	24.5	24.5
	柵津	288	127	82	64.6	9,388	0	0	0	9,388	32.6	32.6
	和	287	353	56	15.9	3,859	0	0	0	3,859	13.4	13.4
	北御牧	287	206	174	84.5	18,459	58	0	0	18,517	64.5	64.3
R3年度	田中	290	234	120	51.3	10,179	0	0	0	10,179	35.1	35.1
	滋野	290	121	73	60.3	8,105	0	0	0	8,105	27.9	27.9
	柵津	290	135	89	65.9	10,320	0	0	0	10,320	35.6	35.6
	和	290	329	47	14.3	2,753	0	0	0	2,753	9.5	9.5
	北御牧	290	195	160	82.1	20,397	139	0	0	20,536	70.8	70.3
R4年度	田中	290	215	108	50.2	8,396	0	0	0	8,396	29.0	29.0
	滋野	290	129	70	54.3	7,175	0	0	0	7,175	24.7	24.7
	柵津	290	120	79	65.8	8,074	0	0	0	8,074	27.8	27.8
	和	290	316	84	26.6	4,570	0	0	0	4,570	15.8	15.8
	北御牧	290	210	170	81.0	17,666	106	0	0	17,772	61.3	60.9
R5年度	田中	290	219	127	58.0	12,024	0	0	0	12,024	41.5	41.5
	滋野	290	113	76	67.3	6,851	0	0	0	6,851	23.6	23.6
	柵津	290	120	70	58.3	8,940	0	0	0	8,940	30.8	30.8
	和	290	303	109	36.0	9,142	0	0	0	9,142	31.5	31.5
	北御牧	290	212	178	84.0	20,894	98	0	0	20,992	72.4	72.0
R6年度 (※2)	田中	219	215	133	61.9	9,670	0	0	0	9,670	44.2	44.2
	滋野	219	119	75	63.0	6,774	0	0	0	6,774	30.9	30.9
	柵津	219	109	78	71.6	6,111	2	0	0	6,113	27.9	27.9
	和	219	288	130	45.1	9,207	0	0	0	9,207	42.0	42.0
	北御牧	219	202	161	79.7	15,725	139	0	0	15,864	72.4	71.8

※1 田中、滋野、柵津児童館は、対象者を1～3年生までとしているので、小学校の児童数は1～3年生までの合計です。

※2 R6年度はR6年12月末時点の数値です。



3 会議事項

(2) 令和7年度児童館の事業計画について

活動目標

「安心・安全な居場所を提供し、心身ともに健やかな児童の育成をはかる」

- (ア) あいさつ・返事のできる子の育成。
- (イ) 思いやりの心を持ち、友達と仲良く遊べる子どもの育成。
- (ウ) 自分のことは自分でする、自立できる子の育成。
- (エ) 遊びを通して、自主性や社会性を身につける。
- (オ) 児童館の施設（遊具など）を大切に使う。

1 田中児童館

実施月	行事	活動内容
4月	1年生歓迎会	利用の仕方や遊びのルール確認。プレゼント。
5月	避難訓練	火災を想定した訓練を実施。
6月	おりがみ	梅雨時のモチーフのおりがみ。
7月	七夕制作	折り紙の飾りや短冊に願い事。
8月	リサイクル工作	身近な材料で遊べるものを製作。
9月	避難訓練	地震を想定した訓練を実施。
10月	おりがみ	ハロウィーンの製作。
11月	クリスマス壁面飾り	壁面にクリスマスの飾り付け。
12月	クリスマス工作	クリスマス飾りの製作。
1月	お正月あそび	かるた、こま、すごろく等。
2月	製作	3年生へ感謝のプレゼント製作。
3月	3年生を送る会	3年生とのお別れ会。

2 滋野児童館

月	行事	活動内容
4月	新年度集会	児童館のきまりや過ごし方のルールの説明・確認
5月	1年生を迎える会	自己紹介、簡単なゲーム。

6月	避難訓練	火災を想定した訓練。
8月	工作	身近な材料で遊べるものを制作。
9月	避難訓練	土砂災害を想定した訓練。
10月	ハロウィン制作	ハロウィンにちなんだ制作をする。
12月	クリスマス制作	クリスマスにちなんだ制作をする。
1月	お正月遊び	昔ながらのお正月遊びを楽しむ。
2月	ドッジボール大会	学年ごとドッジボールの試合をする。
3月	お楽しみ会	簡単なゲームで楽しむ。

3 柵津児童館

実施月	行事名	内 容
4月	新年度集会	新1年生を対象に《きまり》を説明
5月	避難訓練	火災を想定し、避難訓練を実施。
6月	ドッチボール大会	学年別に分かれ、対戦。
7月	シャボン玉遊び	夏休み中の時間を利用して遊ぶ
8月	工作	夏休み中を利用し、工作をする
9月	避難訓練	土砂・洪水災害を想定し、避難訓練を実施。
10月	ハロウィン工作	身近な材料を使って工作。
11月	ドッチボール大会	学年別に分かれ、対戦。
12月	クリスマス工作	未定
1月	工作	冬休みを利用し、工作をする
3月	お楽しみ会	残りわずかな3年生とレクリエーション

4 和児童館

実施月	行事	内容
4月	新年度集会	児童館のきまりや過ごし方の説明・確認
5月	1年生を迎える会	高学年から児童館のきまりの説明をしてもらう
6月	避難訓練	火災の想定
8月	夏休み工作	身近な材料で作ってみよう
8月	しゃぼん玉遊び	大きいしゃぼん玉を作れる道具を使って遊ぶ
10月	ハロウィン工作	かわいいかぼちゃを作ろう
11月	避難訓練	地震の想定
12月	クリスマス工作	まつぼっくりをデコレーションしよう
1月	お正月の遊びを楽しむ	カルタやこま回し けん玉、はねつきなど

2月	ドッチビー大会	チーム対戦
3月	お楽しみ会	子どもたちの企画

5 北御牧児童館

実施月	行事	内容
4月	新年度集会	児童館のきまりや過ごし方についての説明・確認。
5月	1年生歓迎会	6年生の進行で1年生を迎える。
6月	避難訓練（火災）	火災を想定した訓練。
8月	ワクワク工作	遊べるおもちゃ制作。（夏休み中）
8月	お楽しみ会	語り、ゲーム、観賞会等。（夏休み中）
9月	避難訓練（災害）	土砂災害を想定した訓練。
10月	避難訓練（火災）	地震による火災を想定した訓練。
12月	天体観賞	冬の星座を知る。
1・2月	プレゼント制作	6年生へのプレゼント制作。
2月	6年生を送る会	6年生に感謝の気持ちを届ける。
3月	プレゼント制作	新1年生へのプレゼント制作。

※ボランティアの皆さんのご協力で、折り紙あそび教室、昔あそび教室（長期休み）おはなし会（長期休み）・遊べるおもちゃ制作（長期休み）書き方教室を行う予定です。
各学期末に利用児童全員で児童館内清掃を行います。（庭の草取り、石拾いは定期的）
放課後こども教室や行事等は、学校、地域の環境を鑑み、児童クラブと連携して行う予定です。

4 報告事項

（1）滋野児童館の移転新築事業について

ア 滋野児童館建設検討委員会

構成メンバー 10名

教育委員、社会教育委員、民生児童委員、主任児童委員、小学校長、PTA会長、児童館・児童クラブ利用保護者、区長会長、育成会

イ 滋野児童館建設検討委員会の開催日及び内容について

開催日	内容
第1回（R4. 7. 27）	滋野児童館建設検討委員会設置要綱の説明、滋野地区の児童館等の状況について確認、新児童館の建設場所構想について協議
第2回（R4. 10. 27）	和児童館で開催。和児童館の感想及び新児童館の要望について、新児童館・児童クラブの登録児童見込みについて協議

第3回 (R5. 6. 21)	設計図案の説明と協議、予算・補助金についての確認
第4回 (R5. 7. 19)	設計図案の説明と協議
第5回 (R5. 10. 25)	設計図案の説明と協議
第6回 (R6. 10. 2)	外壁の色決めと今後の予定について協議
第7回 (R6. 11. 21)	建設工事現場の見学

ウ 滋野児童館概要

利用形態：児童館、児童クラブの併設施設（利用最大想定児童数 188 人）

構造：木造平屋建て

延床面積：578.77 m²

エ スケジュール予定

令和7年4月1日 開所予定

(2) 児童館の目的外利用状況について

日にち	児童館	目的
10月5日	祢津	第27回祢津地区ふれあい文化祭及び祢津っ子チャレンジ広場会場として使用
1月12～1月13日	滋野	桜井区どんど焼き会場として使用

○東御市児童館条例

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 104 号

改正 平成 20 年 3 月 25 日条例第 15 号

平成 20 年 9 月 29 日条例第 36 号

平成 22 年 3 月 24 日条例第 5 号

平成 23 年 9 月 30 日条例第 15 号

平成 26 年 3 月 26 日条例第 10 号

平成 30 年 3 月 30 日条例第 5 号

令和元年 6 月 28 日条例第 9 号

令和 4 年 3 月 30 日条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定により、児童館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため児童館を次のとおり設置する。

名称	位置
田中児童館	東御市県 109 番地
滋野児童館	東御市滋野乙 507 番地 7
祢津児童館	東御市祢津 917 番地 4
和児童館	東御市和 7999 番地 3
北御牧児童館	東御市大日向 338 番地 1

(開館時間)

第 3 条 児童館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市長は、必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 土曜日及びそれぞれの児童館が所在する地区に存する小学校の休業日（学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 29 条の規定で定める夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日をいう。） 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 午後 1 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(休館日)

第 4 条 児童館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めるときは、臨時に休館日を設け、又は休館日に開館することができる。

（職員）

第 5 条 児童館に館長その他必要な職員を置く。

（職員の任務）

第 6 条 館長は、館務を掌理し、所属職員を指導監督する。

- 2 館長に事故があるときは、あらかじめ館長が指定する職員が、その職務を代理する。

（利用者の範囲）

第 7 条 児童館を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する 3 歳以上 18 歳未満の者
- (2) 児童の福祉増進事業に従事する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（利用の許可）

第 8 条 前条第 2 号及び第 3 号に規定する者が、児童館を利用しようとするときは、市長に申請して許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

- 3 第 1 項により利用の許可を受けた者は、その利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の制限）

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。

- (1) その利用が児童館の設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その利用が児童館を独占し、児童の利用に支障をきたすおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、児童館の管理上支障があるとき。

（許可の取消し）

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第 11 条 児童館の使用料は、無料とする。ただし、第 2 条の目的以外に利用する場合には、別表に定める使用料を徴収することができる。

2 前項ただし書の使用料は、利用する前日までに納付しなければならない。

3 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第 13 条 利用者又は入場者（以下「利用者等」という。）は、利用が終わったとき又は第 10 条の規定により利用を中止させられたときは、直ちにその施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者等が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者等の負担とする。

(損害賠償の義務)

第 14 条 利用者等は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その旨を市長に報告し、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(東御市児童館運営委員会)

第 15 条 児童館の適正かつ円滑な運営に資するため、東御市児童館運営委員会を設置する。

(組織及び任期)

第 16 条 前条の運営委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の東部町児童館条例（昭和 62 年東部町条例第 7 号）又は北御牧村児童館設置及び管理に関する条例（平成 15 年北御牧村条例第 3 号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日条例第 15 号）
この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 29 日条例第 36 号）
この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日条例第 5 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日条例第 15 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日条例第 10 号）
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 5 号）
この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 28 日条例第 9 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 1 条第 2 号に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東御市児童館条例の規定による利用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和 4 年規則第 15 号で令和 4 年 7 月 1 日から施行）

別表（第 11 条関係）

1 施設使用料

		使用料	
		4 時間まで	8 時間まで
北御牧児童館	遊戯室	2,030 円	4,070 円
	その他の室	1,010 円	2,030 円
その他の児童館	遊戯室	1,220 円	2,240 円
	その他の室	610 円	1,120 円

備考 営利を目的とする利用の貸出は、上記の使用料の額の 3 倍とする。

- 2 冷暖房使用料 市長が別に定める実費相当額
- 3 照明使用料 市長が別に定める実費相当額

○東御市児童館条例施行規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則第 52 号

改正 令和 3 年 5 月 31 日規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東御市児童館条例（平成 16 年東御市条例第 104 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可)

第 2 条 条例第 8 条第 1 項の規定により許可申請をしようとする者は、利用する 3 日前までに別記様式により市長に申請するものとする。

(遵守事項)

第 3 条 児童館を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物、設備、器具等をき損しないこと。
- (2) 使用後は、必ず整とんすること。
- (3) 火気に注意すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、館長の指示に従うこと。

(冷暖房使用料等の額)

第 4 条 条例別表の 2 及び 3 に規定する市長が別に定める実費相当額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第 5 条 条例第 12 条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。ただし、別表に定める冷暖房使用料及び照明使用料は、減免の対象としない。

- (1) 社会福祉関係の団体が、その事業目的のため利用するとき。
- (2) 社会教育関係の団体又は文化団体が、その事業目的のため利用するとき。
- (3) 公益上必要と認める機関及び団体が、その事業目的のため利用するとき。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(報告)

第 6 条 館長は、毎月の児童館の運営状況を翌月 5 日までに市長に報告しなければならない。

(運営委員会)

第7条 条例第15条に規定する運営委員会の委員は、行政機関、教育機関、市民団体及び識見を有する者等のうちから市長が委嘱する。

(役員)

第8条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の東部町児童館条例施行規則（昭和62年東部町規則第4号）又は北御牧村児童館管理規則（平成15年北御牧村規則第3号）の規定に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年5月31日規則第25号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第4条関係）

		冷暖房使用料	照明使用料
		1時間当たり	
北御牧児童館	遊戯室	300円	無
	その他の室	150円	無
その他の児童館	遊戯室	施設使用料の2割	1回200円
	その他の室	施設使用料の2割	1回200円

